

令和2年度 特定(産業別)最低賃金改正等申出状況

申出受理年月日	件名	協約・公正競争の別改正・新設の別	申出者	A(注1)	B(注2)	A/B	労働協約上のもったも低い賃金(円)
R2. 7. 31	東京都鉄鋼業最低賃金 (平成24年東京労働局最低賃金公示第5号)	労働協約 改正	日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 石田 尚史	3,127	6,421 (注3)	48.7%	1,016
R2. 7. 31	東京都はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金 (平成20年東京労働局最低賃金公示第2号)	労働協約 改正	産業別労働組合ジェイ・エイ・エム(JAM) 東京千葉 執行委員長 森 潤二 日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 石田 尚史	8,328	11,228 (注3)	74.2%	1,047
R2. 7. 31	東京都自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関連製造業、航空機・同附属品製造業最低賃金 (平成20年東京労働局最低賃金公示第3号)	労働協約 改正	全日本自動車産業労働組合総連合会東京地方協議会 議長 安藤 哲雄 産業別労働組合ジェイ・エイ・エム(JAM) 東京千葉 執行委員長 森 潤二 日本基幹産業労働組合連合会東京都本部 委員長 石田 尚史	8,460	22,915 (注4)	36.9%	1,046
R2. 7. 31	東京都電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金	労働協約 新設	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会東京地方協議会 議長 太田 勝久 産業別労働組合ジェイ・エイ・エム(JAM) 東京千葉 執行委員長 森 潤二	42,107	42,231 (注5)	99.7%	1,025

注1) Aは、申出者が代表する(基幹的)労働者数。

注2) Bは、適用される(基幹的)労働者数。

資料出所は、平成28年経済センサス-活動調査に基づく都道府県・産業・常雇・規模別事業所数及び労働者数表を基に、賃金実態調査結果を踏まえて推計。

注3) 次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。(2) 雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者。(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注4) 次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。(2) 雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者。(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者。

注5) 適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週20時間以上の者で、

(1) 契約期間の定めがなく雇用されている労働者

(2) 契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者

(3) 契約期間の定めがある労働者であって、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

ただし、次の者を除く。(1) 18歳未満又は65歳以上の者。(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは小型電動機械(卓上又は手持ち式で使用するものに限る。)を用いて行う巻線、組線、かしめ、

取付け、組立て、刻印、磨き、選別、検査、包装、袋詰め、箱詰め又は洗浄の業務

